

平成30年第6回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年6月22日（金）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 平成30年6月22日（金）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 5号 取消し願いについて  
日程第 3 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第35号 非農地証明申請について  
日程第 7 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第 8 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 2時間14分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 平成30年第6回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。全員出席でありますので、これより平成30年第6回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行

います。11番 水重 克幸委員、12番 秋國 満委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第5号 取消し願についての報告を議題とします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、報告第5号、取消し願について報告を終わります。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第3 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 ありがとうございます。それでは続いて、担当委員の調査報告を行います。

なお、受付番号30、31、34、35、36号については、沖田委員の関連案件でありますので、後にさせていただきます。

まず最初に、受付番号29、37号について1番 沖田委員さんお願いします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号29、37について報告いたします。

6月14日農業委員2名、推進委員1名、事務局1名で現地の確認を行いました。

まず、29号のほうですが、甲田町の●●●というところですが、三和町のほうで、甲田町から入っていきよると、三和町近いところから右上に谷へ入っていくところなんです。その地域が●●●というところで、既には場整備が済んでいるところなんです。このたび、この●●●●●さんと、●●●●●さんは親戚に当たります。以前より●●●●●さんが農地を耕作しておられまして、●●●●●さんのほうが、これを譲るということで、話になりました。耕作が従来どおり続きますので、よいことかというふうに思います。

続いて、37です。これは、以前にも、時々名前が出てくるんですが、甲田町と向原町の境にあります、戸島川と県道間の未整備地区です。図面見ていただきますと、37の上のほうの地図が、戸島川です。で、その間の狭いところがこう未整備で残ってまして、その土地をこのたび●●●●●さんが、農業をされないということで、●●●●●さんが購入されるということであります。水利等その他営農上の問題はなくて、現在は草が生えている状態なんです。それが管理されるということになれば、よいことかというふうに思いました。

以上で報告終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

続いて受付番号32号について、2番 田中委員さんお願いします。

○田中委員 2番 田中でございます。受付番号32号について、先般6月13日に、推進委員2名、農業委員2名、事務局1名で現地の調査を実施いたしました。なお、調査について御案内をいたします。地図で32-32。現地は羽佐竹というところでございます、広域農道の農免道から羽佐竹の四差路を入ったところでございます。面積のほうが、156㎡ということでございます、譲渡人の●●氏は、現在●●●●●●ということになっておりまして、●●氏が●●氏のすぐ近所という状況でございます。したがって、この用地につきましては、●●氏の左のすぐ家、隣接をいたしております、これから通作で農業をしたいということのようでございますので、畑でもございますし、水路関係は問題なかろうかというふうに思います。特に自宅のすぐ隣でございますので、管理的にはきちっと管理できるんじゃないかというふうには思います。したがってこの案件につきましては、許可妥当というふうに見受けてまいりました。

以上でございます。

○職務代理 はい。ありがとうございます。

続いて、受付番号33号について、9番 村上委員さんお願いします。

○村上委員 9番 村上です。受付番号33番について、6月11日月曜日に、最適化推進委員8名、農業委員2名と事務局とで現地調査をいたしましたので報告いたします。

別図の32-33ページをごらんください。場所は譲り受け人のすぐ近くで基盤整備したときから残っていたとのことでございます。譲り受け人を耕作地の端の畦畔に沿って、80㎡が長く残っておりまして、ここを譲り受け人が一枚の田として耕作されておりますが、譲り渡し人も香川県のほうに居住をしておられ、帰っての農業はできないということは、現在耕作されてる譲り受け人に、無償で譲り渡すことで話がまとまったとのことでございます。譲り受け人も農業をされておられ、何ら問題になることはないというふうに思います。詳細については調査書のとおりでございます。

以上で報告終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは続いて受付番号38号について、5番 田槇委員さん、お願いします。

○田槇委員 5番 田槇です。番号38について報告します。

現地確認は6月13日の10時から、事務局1名、農業委員2名、推進委員4名で現地を確認いたしました。今回の申請は所有権の移転ということなのですが、農地はですね、申請農地は向原町長田で、田が二筆、畑、三筆の合計2,500.27㎡ということになります。別図32-38です。この上の図を見ますと、丸が三つあるんですが、下の二つ、これが田です。細長いのが1,207㎡。ほんで四角い小っちゃいのが930㎡。これ二つとも田です。上のほうに、大きい丸が一つあるんですが、その中に三つ畑として、三つ入っております。それで、



転ですから、問題ないのではないかなというふうに僕は理解しておるんですが、難しいですかね。

○村上委員 田んぼ取得する場合は、所有権する、農業いうんか、その。

○田槇委員 ただ、所有権はお兄さん娘から、本人に所有権を移転するんですが、帰ってくるから移転する。所有権移転が発生した。それでもって、その農地の所有者にはであることは間違いないんですが、管理はただ本人がするか、他人に預けてやるかの違いだけではないかと。

○事務局 農地法の3条はですね、まず所有権移転なりするには、まずみずから耕地するというのが条件なんです。で、所有権移転をしまったら、三年三作ってよいいますけれども、三年間はみずから耕作すると、所有してすぐ人に預けるということはできないんです。逆に農地法上で言えば預けるのであれば、●●●●●さんがそのまま預ければいいんじゃないのということです。所有権移転までせん。

○田槇委員 ●●●さんは、要は同じ身内の中なんですけど、要するに●●さんが帰ってこられるから、私のほうの所有権を農地の、所有権を、田舎に帰るわけだから預けますよと、私は要らないからという話なんですけどね。

○事務局 言われることはよくわかるんですけど、法律上、農地を取得するというのはみずから耕作、自分なり、自分の世帯が耕作するのが条件です。

○信川委員 利用権を解除しとるんやね。

○事務局 そうです。その話を、代書屋さんが間に入っとられるんで、その話をして、●●●●●さんの利用権ついとるけいということで、利用権の解約も出てます、それは。解約をして、あくまでも●●●さんが耕作されるというふうに、私は代書屋さんから話を聞いたので、これを見ると農機具も、私もトラクター確認したわけじゃないですけども、トラクター、コンバイン、耕うん機が1台ずつあると、いうふうに申請者のほうには記載されてますから。そこで農機具がないとかいうのがわかっておればそれは、うちのほうも対処のしようがあるんですけども。

○村上委員 今もあのまた事務局のほうが言ったように、自分がつくらんで、その所有権、耕作者に今までと同じように預けるんなら、所有権移転せんとそのま預けていいんです。今利用権設定してるのを解約して、所有権移転するというのは、そこにあるんですね。譲り受けたものは自分で耕作したいけ、利用権設定したの解約して、自分で取得して、所有権を得て自分で耕作する。

○事務局 例外としては、法人の役員さん。各農業法人さんの役員さんが取得された分は、自分らの法人なんで、そこへ預けるんが通常だというあれで、役員さんに所有権移転されてものを法人へ持ち込むのは大丈夫なんですけど。

○田槇委員 僕らが、ほかの日に現地確認したんですが、その時点では今の話は出てないんですよ、現地確認したときに、要するに就農するという形で現地確認は終わったんです。

いや、確かに、それはわからなかったというか、そこまでは確認してなかったです。本人に

対して、その後僕は個人的に●●さんに電話したんです。そういう形にはなっとるんだけど、みんなぶっちゃけて正直に言うと、要するに難しいと実際問題として、だからその●●●●に預けたいんだけどという話なんです。

○津田委員 それ表へ出たらもうだめいうことじゃけやあ。出さんのよ、それは。そらようわかるけど。

○事務局 方法、方法というか、利用権がつけられんと、このまま●●さんが所有権移転されて、それを●●●●さんにすぐ預けるいうことはできんよと、ただし作業委託はできるんです。なんですけど、その作業委託も期間三作業、植える、管理する、刈るというものの中の、全部預けてしもうちやいけんと、どれかを自分でして、今回これで見ればトラクターとかコンバインとか耕うん機、一応あるというふうに書いてあるので、これ見れば、田植え機がないから田植えをお願いすると、後の刈り取りは自分でしますよということ。

○田槇委員 恐らくそれはね、お父さんが亡くなられたときに、もともとある農機具だと思うんですよ。でそれを確認、現物は僕も見えてないですけどね。

○事務局 非常に難しい状況になってきたんですけども。

○沖田委員 本人が言うたっちゃまずい。

○田槇委員 農機具はこれは書いてあるけど、実はないんですよという話は聞いてないですよ。

○事務局 だから所有権移転してしまうと、3年間は預けることはできんというのは、これは法律上だめな話なので、実際問題できない。

○職務代理 それではですね、今、議案第32号の29、32、33号までについての賛否を聞きたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議案32号 農地法第3条の規定による許可申請について、第29号、37号、32号、33号について賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。全員賛成でございます。

残り、38号についてでございますが、調査されました田槇委員さんのほうから説明。

○田槇委員 田槇です。今回、この所有権移転について、就農するかしないかいうのについて、いま一度明確に確認したいというところがありますので、私のほうから、●●さんのほうに連絡を取ってその気持ちを再度確認させていただきます。よって、この総会においては保留にさせていただきますがいかがでしょうか。

○職務代理 ただいま田槇委員さんのほうから、受付番号38号について、再度調査をしたいということで、保留にさせていただきますということがございましたがよろしいでしょうか。

[異議なし]

○職務代理 賛成の方は。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。田槇さん除いて全員賛成でございます。

全員賛成でございますので、38号については田槇委員さん、また再度調査いただきまして、御報告をいただくということです。

それではこれより議事参与の制限により、●●さんに退席をしていただきます。

議案の30、31、34、35、36号についての審議を行っていきます。

出ていただきましたので、開始いたします。

受付番号30、31、34、35、36号については、10番光永委員さん、調査の報告をお願いいたします。

○光永委員 10番 光永です。6月14日午後、農業委員2名、推進委員1名、事務局とで現地を確認いたしました。そのことについて御報告します。図面は30、31、34、35、36と図面は全く同じもので、載ってると思うのですが、一番わかりやすいのが、34、35農地が囲まれて一番わかりやすいので、こちらの図を見て報告します。

昨年よりいろいろと話があつてですね、ここには●●●●●●のほ場整備事業を行うそうです。で、場所は今の図面の主要地方道広島三次線37号線の●●●の●の●●の今、新しく●●●●●●●●ができてるところから、三次方面に約7haのほ場整備をこの10月よりやると、着工するという予定だそうです。でここに農家数24戸でこの団体営ほ場整備をするということで、中に2軒ほど、やらないと、土地を売りたいという農家さんが2軒だったと。●●さんと福岡在住の●●さんというこの2軒がみんなに土地を売ることになってですね、4軒の農家、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんとこの4軒が土地を買うということになったそうです。それで、基本的には団体営のほうで整備をするんで、今から名義がかわって、その面積ごとに振り分けするということなんです。場所的には34番、35番の地図の申請地、申請地というのが、右34番という申請地は●●さんの申請ですけども、この1、2、3とその左側は●●さんの申請地と、その左側は●●さんの申請地で、その左側は●●さんの申請地、で、申請地3号目が●●さんの申請地ということで、そこにこうまとまってるこの図面が一番よくわかる場所です。30、31、34、35、36と分かれていますけれども、間の30a前後のところを分割して、個人で買うということに今回なったそうです。先ほども言いましたように、ほとんどのところは耕作をされています。一部耕作、●●さんの買われている、一部耕作されていない場所がありましたけど、ここをほ場整備して、25%の畑をつくる、あるいは県の推進作物を入れる畑地をつくるとかですね、制限は厳しいですけども、この方ではほ場整備するということは大変いいことだし、最終的には●●●さんのほうが預かるという形になるよううわさなんで、また正式にはその辺は、この土地の売買が決まりましてあと、調査が入つてですね、図面ができてくるということなんで、離農される方には申しわけないんですが、この地域は、ますます農業盛んになるんじゃないかなと思って現地を確認してきました。

以上報告終わります。

○職務代理 ありがとうございます。そういうことで調査報告を終わります。ただいまの30、31、34、35、36号について質問。質疑ございませんか。

○委員 ございません。

○職務代理 質疑はないようでございますので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第32号 受付番号30、31、34、35、36号についてです。農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。全員賛成でございます。

賛成多数によって、議案第32号 受付番号30、31、34、35、36号について農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで、●●●●さん入室をしていただきます。また議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時44分 休憩

午後1時44分 再開

○村上会長 それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

桑原職務代理と私村上双方の説明で案件がありますので、村上のほうで説明させていただきます。

日程第4 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号26、33、34、35号について、12番 秋國委員お願いします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号26、33、34、35号について、6月13日に事務局と農業委員2名、推進委員1名で現地を確認いたしましたので、その結果を御報告いたします。

まず地図の33-26号をごらんいただきたいと思います。この地図ではようわかりませんが、高宮町の●●から吉田の●●・●●を通過して●●に抜ける県道があるんですが、分かれ路から約1kmぐらいですか入ったところ、●という集落があります。その●という集落に入って、最初のころに、右に入ったうちにこの申請地がある。この申請は先月は、農振除外ですか、あれがなされております。この申請が、申請人が高齢になって、遠い山中に墓地があったんですが、平成17年ごろにこの墓地を自宅の近くに移設しております。墓地を移設、新設するのに、申請の手続が必要であるということ、申請人がちょっとわかりませんでしたので、今回の申

請になっております。墓地の周りはほとんど申請人の土地で、またほかの農地への影響は全くないことから、今回の申請、やむを得ないと思います。

それから33号ですが、申請人はやはり先月、農振除外の申請をされております。申請人は●●●●を経営されておまして、今回、第4条ですんで、別図の33-33を見ていただきたいと思いますが、申請地の上の図面で申請1、2とございますが、その申請地に既に重機とか建設資材などを保管しております。

それから34ですが、自宅からちょっと離れたところに、この申請地あるんですが、そこに建材などの資材とか、従業員の駐車場、トラックなどをおく駐車場をつくられております。それから35ですが、●●●●●●が自宅、まあ宅地ですが、申請地の●●●●●●と●●●●●●が、もう既に庭敷になって植木などを植えられております。その前は、町道でございまして、ほかの農地などへの影響が全くないことなどから申請はやむを得ないと思いました。

以上で御報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号27、32号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。受付番号27号、32号について現地調査の報告を行います。6月12日に、農業委員2名と地区推進委員と現地を確認してまいりました。

まず、27号についてでございますが、●●●●さんの案件でございます。これは申請地を見ますと、33-27、既に墓が建っております、墓が建ってる場所については、もう本当に他に余地がないような状況でございます、もう一つの上の田んぼのほうですね、駐車場にしたい。現況はですね、これ平面ですが、本当は上の道路と下の道路の段差がですね、段差が結構ございまして、急な斜面になっております。道がありますが、この道を降りて、●●●●この分が息子さんらの住居が建っておるところでございます。以前に申請が出まして、ここへ家が建っております。この上がり降りする道に今車をとめておられます。それをもって、雪でも降ったら上がれんだろうということなんです、それで申請地1のほうですね、ここのほうへ車をとめられるようにしたいということなんです。ほかには全く影響がないということで見えてまいりましたし、問題ないんじゃないかというふうに思います。

それと32号について、これも同じく6月12日見てまいりました。図面で言いますと、下の図面に進入路と書いてありますが、進入路からこっち北側が納屋が立つとる。進入路について、細い道の以前からあった道、それを拡張して進入路に車が上がるようにしておられまして、残ったところが、資材置場にしたいということでございます。現状は道は拡張しておられました。それ以外には、よその家はございせんし、道路から家の、自分の家へ上がる道を拡張されたということで、他の人への影響は全くないということでやむを得ないというふうに思いました。詳しいことにつきましては、調査書のとおりでございます。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号28号について、9番 村上が報告いたします。

6月11日に最適化推進委員8名と農業委員2名と事務局で現地調査をいたしましたので、報告をいたしますが、その内容でございますが、別図33-28ページをごらんください。場所は申請人の自宅の真ん前で、道路と自宅の間の畑、2筆で102㎡であります。来客や親戚の方が来られても駐車場がなく、道路の端に駐車するようで、ほかの車の通行にも支障を来すということであり、また農機具を洗うにも利用したく申請したとのことでございます。ほかに隣接した農地はなく、ありませんで、他の農地になんの影響もないし、仕方のないことかというふうに判断をいたしました。なお●●●●●番、●●●●●番、●●●●●番、●●●●●番、●●●●●番、●●●●●番等については、申請人の上のほうへ、共同墓地ができておるんでありますが、これへの参道拡張ということで、道路に現在はなっております。詳細については調査書のとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

続きまして、受付番号29号、31号について、11番、水重委員お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号29号、31号について御報告いたします。6月11日、農業委員2名、推進委員8名、事務局で現地を確認いたしました。

なお、29号ですが、別図33-29をごらんください。上部に道と書いてある所が国道54号線で右側が三次方面です。2行目の●●●●●が●●●●●で、中ほどから左にある●●●●●が、元●●●●●●●●●●があったところです。今のこの土地の南側に申請地●●●●●●●●●●があります。申請地に今回社員寮を建設する目的で本申請になっております。また●●●●●●●●●●がですね、雑種地ということで、現在農地でないという、進入する土地です。その周辺に農地はなく、周辺の営農条件に支障はなく、この申請はやむを得ないことを確認いたしました。なお、ここは都市計画区域内に位置しております。

次に31号でございます。別図33-31をごらんいただきたいと思っています。申請人の住所は●●●●●、中ほど上の方に位置しております。申請地は、運動公園の進入路の道路のそばにあります。●●●●●からずっと左の方向に行きまして、●●●●●が進入路で、その下の部分が●●●●●でございます。前回農振除外で検討いただいたようです。現在墓地が遠方にあるため、自宅の近くに墓地を移設するため、この申請に至っております。申請地は永年耕作されておらず、周辺農地に影響のないことから、やむを得ないものと認められますが、現地確認の際、工事に着工しておられ、大方完成した状態になっており、始末書をいただきました。

以上報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号30号について、1番 沖田委員お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号30号について6月14日に現地調査を行いました。



この現地確認は、6月13日10時から、事務局1名と、農業委員2名、推進委員4名で行っております。現地は向原町●●というところにありますが、今回の申請者、土地の所有者ですが、向原町坂に在住の●●●●さんになります。農地は登記、現況とも田で、一筆の40㎡で、先月の5月に農振除外申請された案件となります。申請の目的なのですが、墓地3基の移転で、これちょっと別図33-37を見ていただきたいんですが、33-37です。上の上段の図見ていただきます。ここの四角で囲うと●●●●●●、ここが申請地でございます。この周りには●●さんの所有する農地、あるいは倉庫で囲まれているような状況にあります。この図面から言えば左下が、志和口向原線の県道328号線になります。県道からやや少し入ったところの位置になりますが、そういった状況下にあります。現在はここに移転、●●●●●●に移転するわけですが、現在はこの図面で見れば右上の山の中に、今墓地があると、そこからこの●●●●●●に移転されるという案件であります。これは今回の調査した結果なのですが、申請人の●●●●●●さんが、関与する今の墓地、これが急な坂の上にあって、高齢とともに墓参りや、維持管理が困難になったことから今回の墓地の移転に踏み切ったものだということがあります。申請地の周囲は、●●さんの所有する土地や倉庫等で囲まれており、外への悪影響となるものはないと思われ、許可はやむを得ないというふうに理解しております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。ここで質疑・意見に入ります。質疑意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手。賛成であります。

よって、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号32、33、34、37号は許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会に諮問することといたします。

次に日程第4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号50、51、56号について11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。番号50、51、56号について報告いたします。

6月11日、推進委員8名、農業委員2名、事務局で現地を確認しました。

50号ですが、申請地は●●●●裏手に位置しています。別図34-50をごらんください。申請地の東●●●●●●、●、●は以前審議いただいたところですが、譲り受け人は今回その西側に位置している●●●●●●、●を譲り受け、住居を新築する目的でこの申請に至っております。申請地は長年耕作されておらず、周辺の農地等に何ら支障のないことを確認いたしました。

次に51号です。別図34-51をごらんください。申請地の南側にある道は、吉田邑南線の旧道、丹比郵便局前を通る道路でございます。譲り受け人は申請地を譲り受け、太陽光パネルを設置するためこの申請にいたっております。また譲り渡し人は遠方に居住しており、耕作及び管理が困難になることから、土地を有効活用するためのものです。申請地は市道及び山林に隣接した農地であり、周辺農地には影響ないことを確認いたしております。

次に56号です。別図34-56をごらんください。申請地は、吉田邑南線の北側、●●●●●●●●の南に位置しております。譲り渡し人は遠方に居住しており、耕作または管理は困難で、土地の有効利用のためこの申請に至ったようです。譲り受け理由は申請地を借り受け、太陽光パネルを設置するつもりです。申請地は長年耕作されてなく、周辺の、営農条件には支障のないことを確認いたしました。

以上報告終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号52号について、6番 上田委員、お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付ナンバー52号について報告いたします。

6月11日、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で現地調査を行いましたので、御報告いたします。場所は八千代町勝田の●●●●●●と●●●●●●、吉田町で、ここを結んだ線上のほぼ中間地点でございます。理由は、譲り受け人が宅地を購入しようとしたところ、進入路が農地転用されていないことがわかり、申請に至ったものです。別図34-52をごらんください。よろしいですか、申請地●●●●●●でございますが、これが41㎡でございます。それで宅地と家があるのが●●●●●●のところでございます。それでここは宅地になっておるんですが、そこ入る道が、このまま入るような道でないもんですから、拡幅されまして、既にアスファルトの舗装がされております。周辺の農地の支障があるとは思いませんし、始末書も出ておりますので、いたし方ないのではないかと思います。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号53号、61号、62号について、10番 光永委員、お願いいたします。





今回譲り受けをしようと思ったら、全くどの土地も構ってなかったということで、今回一括して出ております。まず57のほうの図面で見ていただきましたら、●●さんの、ほ場は申請地の1、2、3でございますが、下の倉庫と重ねていただいたら、ちょうど●●さんのところの3番と1番にかかるように倉庫が建っている。また次の●●さんでございますが、58番の●●さんの土地は倉庫のすぐ前、●●●ですから倉庫に入っていく道のほうから、●●さんの土地、ちょうど倉庫の入り口のほうが、●●●になる。それでその次の●●●さんの土地でございますが、これは59号のところ見ていただきましたら、●●さんは倉庫の奥のほうのもみを出したりして今までは使いよった田んぼですが、その場所は整地は既に全部済んでおりますけど、見たならばちょっと草が生えたような状態その土地が、ここへ1、2、3、4と周りを取り囲むようにございます。そしてもう一つの●●さんの土地は、一番下の最後道路に面した角でございます。始末書も出ており、現状で今まで、生産組合で利用されとった経緯がございますので、周囲の影響は全くないということの中で、いたし方ないと思います。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号63、64号について、1番 沖田委員お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。6月14日に現地調査いたしました結果を報告いたします。

まず、63号ですが、農振除外申請のときに、5月の分でお話ししたと思うんですけども、●●●●さんが、高齢のために娘さんのところ大阪へ今住んでおられます。それで、●●●●のほうが、奥さんが、この三角な農地を耕作されていたんですけども、高齢でできなくなったということであります。場所は甲田町●●●●から、100mぐらい。37号線を入ったところ。で、県道と、農道と、そして会社に挟まれた三角の土地で、これを資材置き場にするということで、まあいたし方ないかなというふうに思います。他の農地の影響はございません。

それから続いて64号ですが、先ほど、甲田町と向原町の境のお話しをしたと思う、そのこの一帯になります。で、●●さんの農地を購入して、太陽光発電の設備をつくるということで、現地も耕作がされておらず、草が生えておまして、まあいたし方ないかなというふうに思いました。営農上の問題はないということを確認してまいりました。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号68号について、5番 田植委員お願いいたします。

○田植委員 5番 田植です。番号68について報告いたします。

6月13日に同じように現地を確認しております。現地は向原町●●の●●の裏手というところにあります。譲り受け人が●●●●さんで、これ●●●●をされとる方です。ほいで父親、父の●●●●さんからこの土地を譲り受けて、太陽光パネルを設置するというものであります。申請農地は田が3筆と、畑が2筆、合計で1、183㎡になります。34-68を見ていただ

きたいんですが、それで下のほうの真ん中のほうあたりに、宅地●●とありますね。ここらが●●●●ところだと思います。申請農地は上の丸で囲んだ5カ所になるんですが、裏手はすぐにもう山になります。山林、竹やぶとか、もうたっぷりたくさん生えてるような状況です。この5筆の中で田んぼが、3筆あります。後は畑となります。合計1,183㎡です。この案件はですね、平成29年の5月に除外申請された案件となっております。現況は全て農地において作付はしていません。していないんですが、草刈り、耕起等で管理をしている状況であります。周囲も確認もしましたが、環境水路等には問題ありません。また集落協定に属していないことから、今回の申請においては、やむ得ないと理解しております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

ほか気づいたことでもあれば。

別にありませんか。

○委員 ありません。

○村上会長 はい。質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手。賛成であります。

よって、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号62号、63号、65号、66号は許可妥当と処理し、いずれも第1種農地のために、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することにいたします。

次に日程第6 議案第35号 非農地証明申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号26番について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。

6月14日に現地調査をいたしました。場所は甲田町●●●の●●という地域になります。●●と●●●●●●の中、真ん中へんぐらいのところですが、山寄せのところですので、図面見ていただきますと、集会所が旧道沿いにありまして、●●集会所というのがあります。その集会所のすぐ上に畑があったんだらうなというぐらいの、もう大きな35cmぐらいの木やらが

ありまして、とても農地で復旧するのは難しいというふうに見てまいりました。いたし方ないと思います。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号27号について、6番 上田委員お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付ナンバー27号について報告いたします。

6月11日、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で、現地調査を行いました。場所は八千代町●●●の●●●●●●の裏で、周囲を●●●、人家か墓地に囲まれた面積871㎡でございます。これは平成5年ごろまでは、耕作されていましたが、進入路が人が歩く程度の農道のみで、大型農機が通行ができないため、耕作を断念し、景観管理のために年1回か2回、程度の草木刈りを行っておられます。申請書には、カヤや低木が繁茂していると書いてありましたが、管理に行かれたんでしょうか、現地確認のときにはカヤや低木は見え、雑草が繁茂し、原野化した状態でございます。別図35-27をごらんください。申請地●●●●●●が871㎡でございます。その下が、●●●●●●の●●●や●●●●●●でございます、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●が●●●で、その横が●●●●●●のうち●●●という●●●でございます。その上が墓地でございます、●●●●●●は参道でございます、これは墓参りをされる人以外は通っていけないというふうになっております。それに●●●●●●は宅地、●●●●●●も宅地でございます。田んぼが●●●●●●は田んぼになつとるんですが、道がここ横に、●●●●●●は昔牛なら歩けるんですが、人が歩く程度の農道になるんで、水路がついとりますが、別段他の農地には問題はないと思います。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号28、29、30、31、32号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。受付番号28、29、30、31、32について、調査の報告を行います。

まず6月の12日に、農業委員2名、推進委員1名、事務局とで現地調査をいたしました。

まず28番と29番これ関連がありますので、一括して報告させて、これはあの、図面の35-29、まずは見ていただきまして、●●さん●●というところでしょうね、●●川がここ下へ流れておりまして、●●川の向こう側に、山がせり出しとりまして、上側のほうは田んぼ。ほいで、この道を上がって行ったとこの、ちょうど突き当たりからは、今回大きく伐採されましたが、山である。これ登りになっており途中が、竹やら木がいっぱい茂っておりまして、現状、ここん中のちょうどこの、●●さんのが●●●●●●、それから●●●●●●でございます。この右側に道が上がっております。軽トラックぐらいは十分通るぐらいの道ですが、山の道よりは

上がっております。その真ん中に●●●●●というのがございます。これが●●●●●さんの土地で、この二人分三筆、今回申請が出ております。現状は本当山の中で、ございまして、やむを得ないというふうに感じました。周囲には全く影響ございません。

次の、30、31、32でございまして、これも関係性があるので一括して報告します。●●●●●の市から●●●●●へ行くのに一つ峠を越えますが、旧道の峠を越える手前、昔の●●●●●さんのお家があった手前でございまして、下の図で見たら左側が西でございまして、別図と書いてあるところ右、現状田んぼがございまして、これは幅がどれぐらいになりますか。この部屋くらいございまして、それからここをこう駆け上がって山になるわけですが、下の図面で見させていただいて申請地が●●●●●が●●●●●さんでございまして、ここは既にちょっと、山のほんま際という感じで、●●●●●というのが左側にございまして、これは●●●●●さん。●●●●●●●●●●、小さいのがございまして、これも●●●●●さん。それで、●●●●●●●●●●さんというのが、その右側にある●●●●●●●●●●とそれと上側、下側になってます●●●●●●●●●●これが、●●●●●●●●●●さん。ここ三軒がまとまって、ぼそぼそとあるんですが、既に何十年かたったような木が立っておりますし、立ったままでとても田にはできないというような状況でございまして、これもやむを得ないなと思います。

以上でございまして。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんか。

○委員 ありません。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第35号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

日程第7 議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。以上で事務局からの要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありますか。

○委員 ありません。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第36号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第8 議案第37号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。以上で事務局からの説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

○委員 ありません。

○村上会長 ありませんね。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第37号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第6号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第6回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時44分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 1 番委員

1 2 番委員